

# 改正品確法と、調査及び設計等業務における課題

国土交通省 大臣官房 技術調査課  
かんどり ひろとし  
 課長補佐 神鳥 博俊

## 1. はじめに

本稿では、改正品確法及び関係通知等における、設計業務等の品質確保関連記載（入札契約関係を除く）について紹介する。

## 2. 改正品確法

平成26年6月4日公布、施行された改正品確法では、発注者責務の明確化、多様な入札契約制度の導入・活用等の視点が追加されている。設計業務等についても、以下に示す第3条第11項において、公共工事に準じ、公共工事に関する調査及び設計の品質も確保することが求められている。

「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。」

## 3. 改正品確法に基づく「基本方針」

平成26年9月30日に閣議決定された基本方針第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針、8 調査及び設計の品質確保に関する事項は以下のとおりである。

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

（中略）

発注者は、調査及び設計の適正な履行を確保するため、発注者として行う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うものとする。成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから、国と地方公共団体との連携により、調査及び設計の特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるとともに、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進め、相互に活用するよ

う努めるものとする。また、調査及び設計の成果は、公共工事の品質確保のため、適切に保存するよう努めるものとする。

(後略)

## 4. 改正品確法に基づく「運用指針」

平成27年1月30日付けで策定された運用指針（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）の、「Ⅱ.発注者関係事務の適切な実施について」「1.発注者関係事務の適切な実施」では、発注者関係事務の各段階において取り組むべき事項等がとりまとめられている。以下では、調査及び設計段階に関連する事項を抜粋して紹介する。

### 4-1 適正な履行期間を確保、発注・業務実施時期の平準化

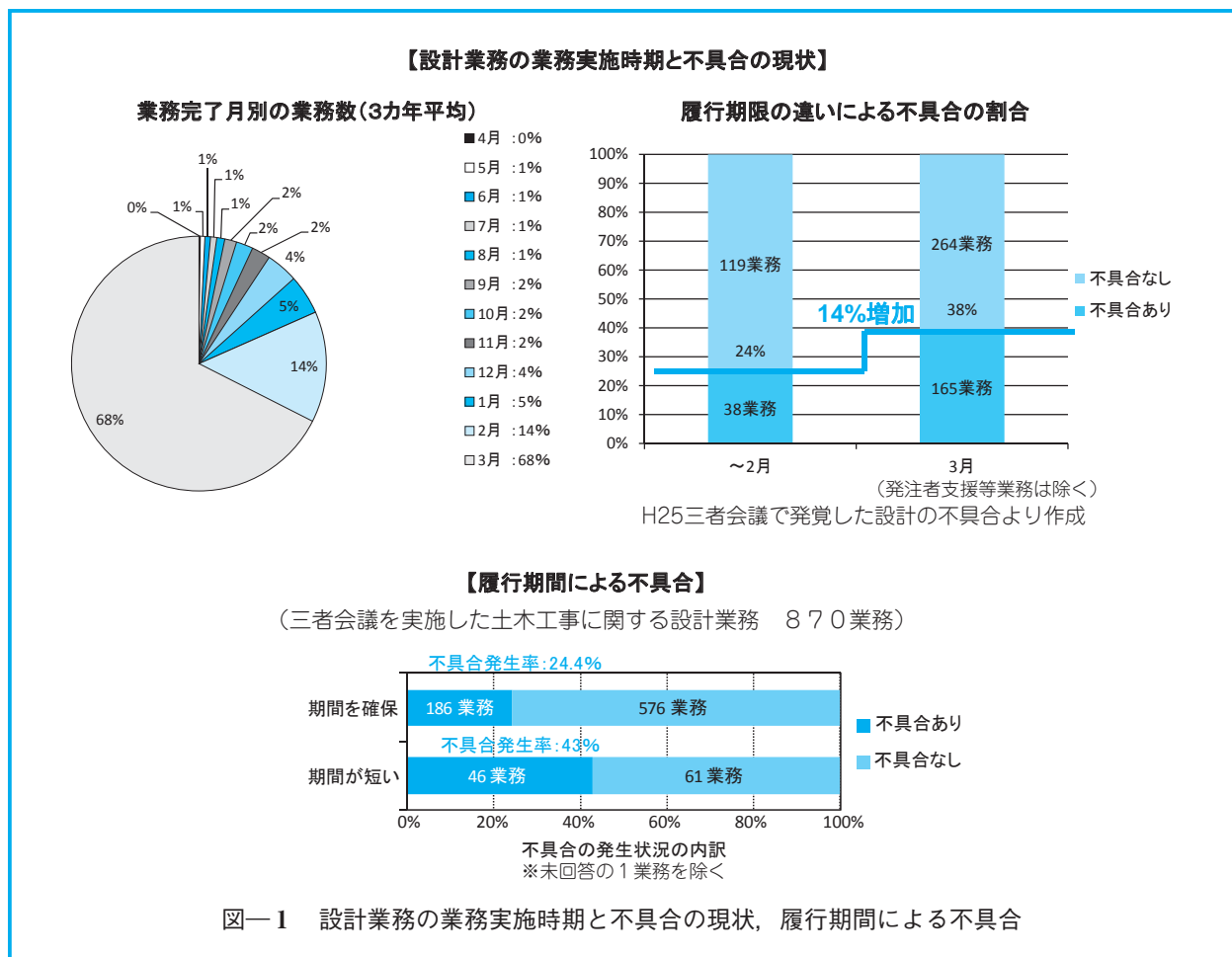
(本文)

債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務実施時期等の平準化に努める。

(解説)

土木設計業務等の履行期限は第4四半期に集中する傾向にあり、受発注者共に大きな負担となっている。また、業務が集中することにより、不具合の発生する可能性も高くなることから、業務実施時期の平準化により、業務の品質確保や労働環境の改善を図る必要がある。

国土交通省では、適正な履行期間を確保しつつ、業務実施時期等の平準化に取り組んでいる。設計業務等の発注に当たっては、「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」に基づき、適正な履行期間を設定した上で、履行期限が年度末に集中



しないような発注に努めている。また、業務の性格に応じた国庫債務負担行為の活用、業務の実施状況に応じた繰越し制度の活用等の措置を今後とも適切に講じることとしている。

#### 4-2 最新の技術者単価や適正な歩掛を適用

(本文)

最新の技術者単価や適正な歩掛を適用するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格を設定する。

(解説)

調査及び設計業務の発注に当たっても、公共工事に準じ、予定価格が適正に定められることが不可欠である。

国土交通省では、設計業務委託等技術者単価を毎年度決定し、歩掛については、最新の設計業務等標準積算基準書（建築設計業務等においては「官庁施設の設計業務等積算基準」）に基づき運用している。また、業務内容等に応じて（適切な歩掛がない場合も含む。）、見積り等を活用し、適正な予定価格を設定している。

#### 4-3 低入札価格調査基準

(本文)

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。

(解説)

低入札価格調査基準とは、予算決算及び会計令第85条又は地方自治法施行令第167条の10に規定される基準であり、入札価格がこの基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、失格とするものである。

国土交通省では、「建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査要領」に基づき、低入札価格調査を行っている。

#### 4-4 必要な業務の条件を明示、業務の履行に必要な設計条件等

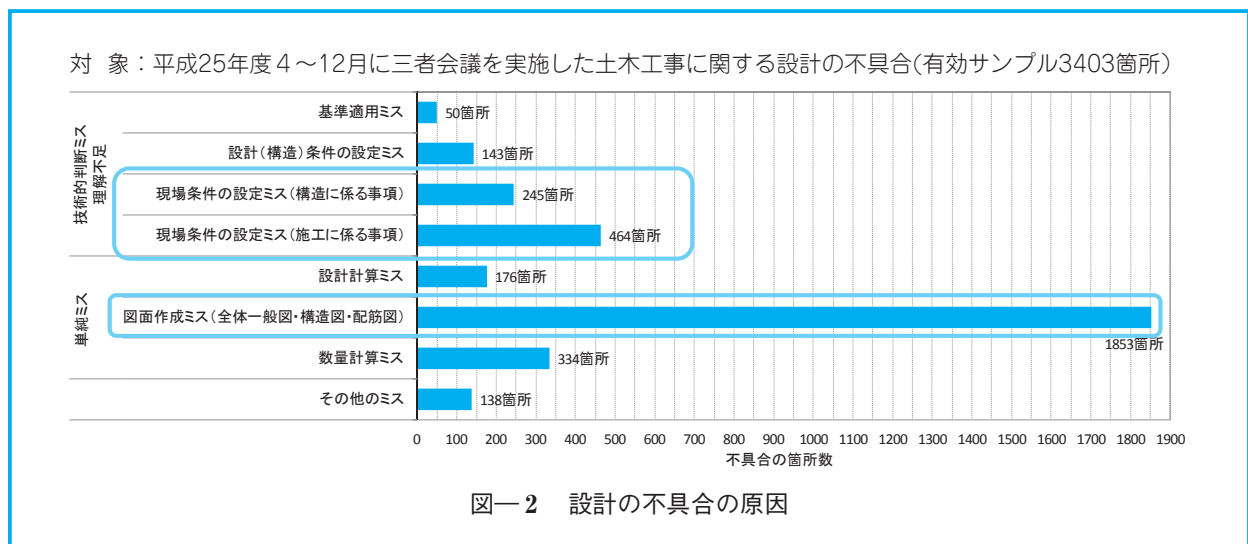
(本文)

必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行う。

(解説)

業務の品質確保、適正な履行の確保のために、業務の実施に当たり前提となる条件（現場条件、構造物の耐震性能等）を明示することが不可欠である。

国土交通省では、土木設計業務に関する共通仕様書において、技術基準、設計図書等をもとに受注者が設計条件を設定することとしている。また、発注時において必要な設計条件等を受注者へ確実に明示するため、条件明示チェックシートを作成し、活用している。



#### 4-5 適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更

(本文)

必要があると認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。

(解説)

公共土木工事に係る設計業務等についての仕様書等の変更及び必要となる業務委託料や履行期間の変更については、「公共土木設計業務等標準委託契約約款」(平成7年5月国土交通省)第18条において定められている。また、瑕疵担保については同約款第40条に定められている。

#### 4-6 業務工程の共有、合同現地調査による情報共有、速やかかつ適切な回答の推進

(本文)

受発注者間での業務工程の共有、受発注者の合同現地踏査による情報共有、速やかかつ適切な回答の推進等に努め、業務内容に応じて、受注者の照査体制の確保、照査の適切な実施について確認する。

(解説)

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響するため、設計の不具合の改善が必要である。

国土交通省では、図面作成、現場条件設定による不具合の改善に努めている。図面作成に関する不具合に対しては、受注者による確実な照査の実施、現場条件設定に関する不具合に対しては、条件明示の徹底及び合同現地踏査の実施に取り組んでいるところである。また、業務管理スケジュール表等を用いた受発注者間での業務工程の共有、受発注者の合同現地踏査による情報共有、速やかな回答の推進(ワンデーレスポンス)等に努めて

いる。照査については、業務内容に応じて受注者の照査体制の確保(業務体制に照査技術者\*を位置付け)、照査の適切な実施について確認している。また、照査の確実な実施のために、受注者に赤黄チェックの実施を義務付ける試行\*を行っている。

\*建築設計業務等を除く。

#### 4-7 成績評定・要領等の標準化

(本文)

調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関する成績評定・要領等の標準化に努める。

(解説)

国土交通省では、厳正かつ的確な評定の実施を図り、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として委託業務等の成績評定要領を策定している。また、公共土木工事に係る設計業務等における標準化の方法等の詳細について検討しているところである。

公共建築工事に係る建築設計等委託業務については、「公共建築設計等委託業務成績評定基準」を各省庁統一の基準として制定するとともに、国、都道府県及び政令市において「建築設計等委託業務成績評定要領作成指針」等を取りまとめ、成績評定の標準化を図っている。また、同意する発注者間で業務成績データの共有化を実施している。

## 5. おわりに

改正品確法第3条にも示されるとおり、公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものである。国土交通省においても、設計業務等の品質確保のため、引き続き設計業務等の発注段階・履行段階・検査評定段階における様々な取り組みを推進することとしている。